

公募公告

令和7年6月3日

海上保安学校長
松浦 あずさ

下記のとおり、公告に付する。

記

1 公募に付する事項

(1) 業務名

海上保安学校五森祭野外販売店

(2) 業務期間

令和7年7月6日（日）午前9時30分から午後3時まで

ただし、官側の都合及び天候等の理由により開催規模や時程等の変更又は中止となる場合がある。

(3) 営業場所

京都府舞鶴市字長浜 2001 番地 海上保安学校内（別図）

(4) 募集店舗数

飲食販売：12者（キッチンカーまたは屋台に限る）

2 国有財産の使用許可

業務を行う者は、国有財産部局長 海上保安学校長 松浦 あずさ（以下国有財産部局長という）に対し、業務に係る国有財産使用許可を得るとともに、国有財産部局長が指定する面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

3 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成15年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て

が行われている者でないこと。

- (3) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (4) 国税及び地方税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められるものであり適正な業務履行が確保される者であること。

4 応募手続等

(1) 担当部局

〒625-8503

京都府舞鶴市字長浜 2001 番地

海上保安学校事務部総務課（担当：総務課専門官）

電話：0773-62-3520（内線 205）

FAX：0773-62-3520（切替）

(2) 募集要領（説明書）の交付

公募に参加を希望する者は、募集要領（説明書）の交付を受けること。
ただし、ホームページよりダウンロードする場合は交付に代える。

ア 期間 令和7年6月13日まで（閉庁日を除く。）

イ 時間 平日午前9時00分から午後5時00分まで

ウ 場所 上記(1)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

閉庁日を除く令和7年6月20日午後5時00分までに、上記(1)に持参
又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、書留等記録が残る方法とし、同日までに必着すること。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする
とともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行う場合もある。
- (3) 特定した提案内容は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、行政機関が取得した文書として、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (4) 特定された者は、企画競争の結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記2の国有財産の使用許可手続きの完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (5) 当要領に記載のない事項の詳細は、その都度協議すること。

海上保安学校五森祭野外壳店

募集要領 (説明書)

令和7年6月3日

海上保安学校事務部総務課

募集要領 (説明書)

「海上保安学校五森祭野外販売店」の受託を希望する企業等は、下記1の業務を行うための提案について、当要領に従って企画提案書を作成し提出すること。

記

1 業務概要

(1) 業務名

海上保安学校五森祭野外販売店の設置営業

(2) 業務内容

海上保安学校構内において軽食、弁当、飲料の販売を行う。

(生鮮食品及びアルコールを除く)

(3) 業務期間

令和7年7月6日(日) 午前9時30分から午後3時まで

ただし、官側の都合及び天候等の理由により開催規模や時程等の変更又は中止となる場合がある。

2 設置場所

京都府舞鶴市字長浜2001番地

海上保安学校構内(別図)

なお、設置場所の細部については、業者決定後に通知する。

3 国有財産の使用許可

本業務を行う者(以下、「乙」という。)は、海上保安学校長 松浦 あずさ(以下、「甲」という。)から、別途所定の書式により申請書を提出し、業務に係る国有財産(建物)の使用許可を得なければならない。

(1) 国有財産使用料

乙は、甲が指定する面積に応じた国有財産使用料を甲に支払う必要がある。

使用料及び支払方法は、甲が別途指示する。

(2) 国有財産の使用許可の取消し又は変更

以下に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。

イ 国が使用財産を使用する必要性が生じたとき。

ロ 乙が使用許可条件に違反したとき。

4 営業条件

(1) 法令の遵守等

乙は、業務にあたり、関係法令を遵守すること。

また甲の意見、要望を尊重しなければならない。

(2) 禁止事項

イ 乙は、業務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または請け負わせてはならない。

- ロ 乙は、設備の全部又は一部を、第三者に貸与してはならない。
- ハ 乙は提供を受けた施設等を変更し、又は新たに設備をしてはならない。
ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を受けたものについては、その限りではない。
- ニ 乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

(3) 設置条件

- イ 乙は、甲が定めた営業設置場所について、異議を申し立てることはできない。
- ロ 商品仕入れその他運営に係る商品取引は、一切乙の責任において行う。
- ハ 野外販売店で、販売した商品から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量のゴミ箱を設置し、その処分を行うこと。
- ニ 商品・廃棄物の搬出入にあたっては、甲と事前に協議をすること。

(4) 費用負担

- イ 乙は、国有財産使用料に伴う諸経費の一切を負担する。
- ロ 業務に必要な備品・消耗品の購入及びその搬入・撤去費用その他一切の費用は乙の負担とする。
- ハ 乙は、業務で使用する電気及び水を用意し、甲は電気及び水道の供給は行わない。

(5) 衛生管理及び安全管理等

- イ 乙は、業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い最善の措置を講じるとともにその責任を負うこと。
また、甲が改善を命じた場合においてはこれを遵守し、速やかに対応すること。
- ロ 乙は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関する事等に関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(6) 損害賠償

- イ 乙の責めに帰すべき事由により、国有財産を滅失または毀損したときは、速やかに甲へ報告し、その都度甲の定めるところにより損害を賠償しなければならない。
- ロ 乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償しなければならない。

5 応募申込み

(1) 担当部局

〒625-8503

京都府舞鶴市字長浜2001番地

海上保安学校事務部総務課

電話(0773)62-3520(内線203)

ファックス(0773)62-3520(切替)

- (2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和7年6月20日午後5時00分までに、上記(1)に持参又は郵送にて提出すること。

6 提出書類及び部数

- (1) 海上保安学校五森祭野外販売店の設置営業企画提案書の提出について
様式1 ……1部
- (2) 企画提案書 ……2部
別紙「企画提案書記載要領」の事項について記載のうえ、A4版の任意の様式により作成すること。
- (3) 添付書類 ……各1部
- イ 会社等概要 (様式2)
 - ロ 過去3年間の社会的信用失墜行為及び保健所からの指摘の有無 (様式3)
 - ハ 店舗別営業開始日一覧表 (様式4)
 - ニ 誓約書 (様式5)
(以下、法人の場合)
 - ホ 商業登記簿謄本
 - ヘ 納税証明書 (その3の3 (法人税、消費税及び地方諸費税))
(以下、個人の場合)
 - ト 身分証明書 (市町村発行)
 - チ 納税証明書 (その3の2 (法人税、消費税及び地方諸費税))

7 業務を行う最適な者としての特定

提出書類を基に評価を行い、総合評価結果の上位7者を、業務を行う最適な者として特定 (以下、「特定」という。) する。

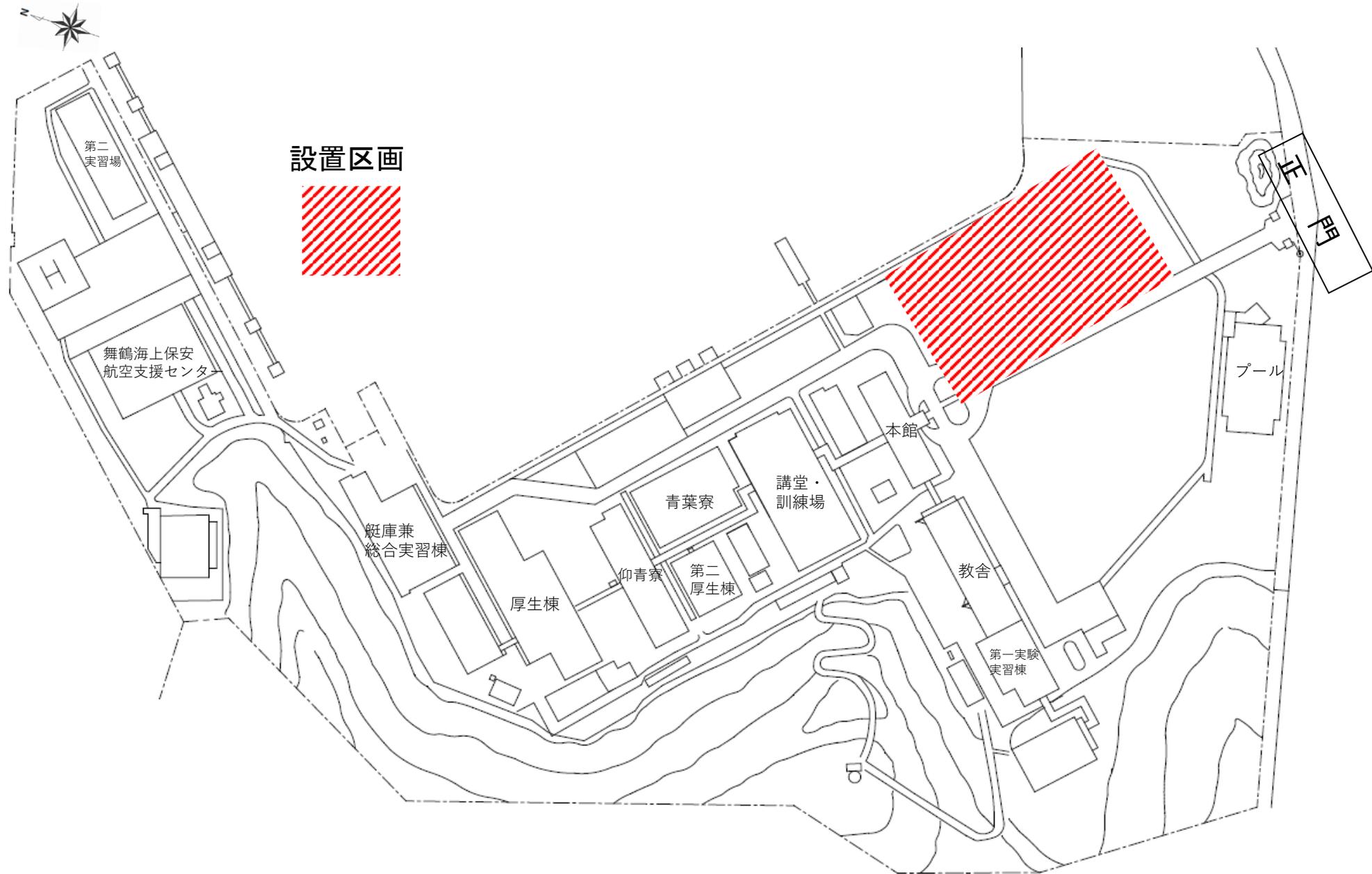
通知書の送付をもって特定又は非特定を通知する。

8 留意事項

- (1) 上記5(2)の提出期限までに同項(1)に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (4) 特定しなかった企画提案書は、原則として返却する。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、上記3の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) 当要領に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲乙の間で協議する。

【別図】海上保安学校内



設置区画



別紙

企画提案書記載要領

次の事項については、提案書のなかにも必ず記載して下さい。

- 1 メニュー構成及び価格
販売メニュー、種類、価格等具体的に明記する。
(○○丼、○○うどん等)
- 2 サービスの構成
利用者の利便を図るために予定しているサービス内容についての説明。
- 3 キッチンカーまたは屋台の占有面積
具体的な面積を記載すること。
(例：○○㎡、幅○○メートル×長さ○○メートル)
- 4 クレーム等への対応
品切れ、品目追加変更希望等利用者からのクレーム・要望等があった場合の対処方法についての説明。(該当が無い場合は、今後発生したと仮定した場合の対処方法。)
- 5 緊急時の対応
学校までの到着時間及び連絡方法についての具体的な説明。
- 6 安全・食品衛生
利用者の安全管理、食品衛生の取組についての説明。
- 7 省エネルギーへの配慮
機器の設置にあたっては省エネルギーに配慮する点、具体的方策についての説明。
また、機器の電力等仕様を添付のこと。
- 8 廃棄物の回収方法等
発生する廃棄物の回収方法及びそれら取り組みに対する工夫等の説明。

※ 上記について、カタログ等で対応できるものについては、カタログ等を添付することで可とする。

様式 1

令和 年 月 日

海上保安学校長
松浦 あずさ 殿

(申請者)

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

企画提案書の提出について

海上保安学校構内における野外販売店の設置営業を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※申請印は実印を使用すること。

様式2

会 社 等 概 要

| | |
|---------|----------------------------|
| 商号又は名称 | |
| 所 在 地 | |
| 創業開始年月日 | |
| 資 本 金 等 | 千円 |
| 事 業 内 容 | |
| 特 色 | |
| 主な営業区域 | |
| 役 員 数 | |
| 従 業 員 数 | 正社員 名、準社員 名、パート 名 その他 名 |

※ 会社概要のパンフレットがあれば添付してください。

様式 3

過去 3 年間の社会的信用失墜行為及び保健所からの指摘の有無

| 発生年月日 | 内 容 |
|-------|-----|
| | |

※ 該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

様式 4

店舗別営業開始日一覧表

| 主 な 店 舗 | | | | | |
|-----------|--|-------|-------------|----------|-----|
| 店舗名（官公庁名） | | 所在市町村 | 営業開始 年月日 | 施設 規模 | 備 考 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

※ 主な店舗欄は、10まで記入すること。

※ 官公庁にて営業している場合は、必ず当該官公庁名を明記すること。

※ 施設規模欄には、当該営業店舗における月間利用者数を記入すること。

様式 5

(別紙様式 1 5)

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式16により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

海上保安学校長

松浦 あずさ 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称